

証券コード 324A
2026年7月13日
(電子提供措置の開始日2026年7月8日)

株 主 各 位

大阪府大阪市北区梅田2丁目6番20号
パシフィックマークス西梅田13F
株式会社ブッキングリゾート
代表取締役 坂 根 正 生

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第13回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト

<https://www.booking-resort.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順
に選択いただき、ご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年7月29日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2026年7月30日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 TKPガーデンシティPREMIUM大阪駅前 10階会議場
大阪府大阪市北区曽根崎新地2丁目3-21 Axビル
3. 目的事項
報告事項 第13期（2025年5月1日から2026年4月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額等の決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2026年7月30日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2026年7月29日（水曜日）午後6時到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

事業報告

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、原材料価格やエネルギー価格の高止まり、為替相場の変動、国際情勢の不透明感等により、先行きは依然として注視を要する状況が続いております。

観光庁の宿泊旅行統計調査（速報値）によれば、2025年5月から2026年4月までの国内全体における延べ宿泊者数は6億4,626万人泊（前事業年度比2.5%減）、また同期間の外国人延べ宿泊者数は1億7,373万人泊（前事業年度比0.8%減）と直近の延べ宿泊者数は弱含みの傾向を示しており、宿泊事業を取り巻く環境にも不透明感が残っております。このような状況下においては、宿泊者のニーズを的確に捉え、単なる宿泊機能にとどまらない付加価値の高いサービスを提供することが、競争力及び収益性の向上において重要であると認識しております。

このような環境のなか、当社は「宿泊業界をUP DATEする」という企業理念のもと、集客力・開発力・運営力の3つを基盤とする事業展開を通じて、顧客施設の売上最大化を牽引してまいりました。

集客支援事業においては、これまで蓄積してきたデータやノウハウを活用し、顧客施設の売上向上に向けた支援を強化した結果、掲載客室数は順調に増加し、2026年4月末時点で3,229室（前事業年度比30.3%増）となりました。また、直営宿泊事業におきましては、訪日旅行者の集客事例及び予約獲得事例の蓄積、運営ノウハウの獲得等を通じて集客支援事業へのシナジー創出を図ることを目的として、2025年12月に「湖風の宿 あさふじ」を事業譲受により取得開業いたしました。

これらの事業基盤の拡大に加え、次なる成長フェーズを見据えた戦略的投資を積極的に推進いたしました。具体的には、事業拡大を支える人材の拡充、インバウンド需要のさらなる獲得に向けたOTA活用等の実証実験、展示会への出展をはじめとする当社サービスの認知度拡大を目的としたマーケティング投資を実施しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,719,387千円（前事業年度比18.1%増）、営業利益は509,183千円（前事業年度比1.1%減）、経常利益は514,964千円（前事業年度比3.8%増）、当期純利益は370,875千円（前事業年度比10.7%増）となりました。

なお、当社は、従来、集客事業の単一セグメントとして事業を営んでおりましたが、当事業年度より施設再生・リセール事業を開始しております。なお当該事業の重要性が乏しいことから、セグメント情報の記載を省略しております。

事業別売上高

事業区分	第12期 (2025年4月期) (前事業年度)		第13期 (2026年4月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
集客支援事業	1,130,468千円	77.6%	1,288,938千円	75.0%	158,470千円	14.0%
直営宿泊事業	325,539千円	22.4%	430,449千円	25.0%	104,909千円	32.2%
合計	1,456,008千円	100.0%	1,719,387千円	100.0%	263,379千円	18.1%

- ② 設備投資等の状況
当事業年度における設備投資の総額は339,812千円となりました。
主な投資内容は、山梨県南都留郡における直営施設の取得に係る投資であります。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第10期 (2023年4月期)	第11期 (2024年4月期)	第12期 (2025年4月期)	第13期 (当事業年度) (2026年4月期)
売上高 (千円)	742,551	1,059,102	1,456,008	1,719,387
経常利益 (千円)	255,050	389,362	496,159	514,964
当期純利益 (千円)	184,308	272,752	334,969	370,875
1株当たり当期純利益 (円)	35.44	50.51	61.14	63.36
総資産 (千円)	1,237,710	1,504,857	2,552,267	2,364,465
純資産 (千円)	706,051	978,803	1,901,057	1,781,433
1株当たり純資産額 (円)	61.21	115.76	321.40	328.99

(注) 当社は、2024年9月8日付で普通株式1株につき5,000株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

エス・エヌ・ホールディングス有限会社は当社の親会社に該当しておりましたが、2025年9月11日付「親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」のとおり、当事業年度中に親会社には該当しないこととなりました。なお、同社は当期末において当社の「その他の関係会社」に該当しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ その他の関係会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
エス・エヌ・ホールディングス有限会社	10,000千円	35.3%	会員制ジムの運営

④ 親会社等との取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項等

当社は、親会社等（当事業年度中に親会社に該当しないこととなったエス・エヌ・ホールディングス有限会社を含みます。以下同じ。）との間で取引を行うに当たっては、少数株主の保護及びコーポレート・ガバナンスの観点から、その取引条件が一般的な取引条件と同様に適正なものであるか、また取引の必要性・妥当性があるかについて慎重に審議することとしております。

具体的には、支配株主等から独立した社外取締役等で構成される特別委員会において、当該取引の妥当性や取引条件の適正性、少数株主にとって不利益なものでないか等について事前に検討・審議を行っております。取締役会は、当該特別委員会から取得した答申・検討結果を十分に尊重した上で、当社の利益を害することがないよう厳正に審議・決議を行っており、会社法施行規則第118条第5号イからハまでに掲げる事項に照らし、当社の利益を害さないための適切な手続き及び配慮がなされているものと判断しております。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

① サービスの認知度向上、新たな利用者の獲得

当社が今後も高い成長率を持続していくためには、サービスの認知度を一層向上させ、新たな利用者の獲得を継続的に推進することが重要であると認識しております。これまで、SNSを活用した情報発信、各種広告展開、インフルエンサーとの連携、展示会への出店、並びにインターネットを活用したデジタルマーケティング等を通じて、認知度向上に向けた取り組みを行ってまいりましたが、今後はこれらの活動をさらに強化・拡充し、より効果的かつ戦略的なマーケティングを推進してまいります。

② 新たなプラットフォームの創出

当社は、集客支援事業において、国内市場における事業基盤の強化及び継続的な拡大を進めておりますが、さらなる成長を実現するためには、インバウンド需要を取り込むべく、海外市場を対象とした予約プラットフォームの展開が不可欠であると認識しております。

昨今、円安背景も手伝い訪日旅行者数が急増する一方、旅行先が一部の都市部に偏る「観光の偏在化」が課題となっています。また、多くの国内宿泊施設（特に地方の魅力的な施設）においては、海外への情報発信や、多様化する訪日旅行者のニーズ把握が十分に行えず、集客面において機会損失が生じております。

現在、当社サービスを利用する訪日旅行者は香港・台湾などのアジア圏が中心ですが、今後は欧米豪などより幅広いエリアのニーズに対応していく必要があります。宿泊施設の集客課題を解決し、当社が地方誘客の架け橋となるためにも、海外向け新プラットフォームの早期整備が急務であると考えております。

当該プラットフォームを通じてインバウンドユーザーの会員化を促進し、訪日旅行者と宿泊施設の双方にとって価値ある接点を創出することにより、インバウンド領域における集客支援事業の本格展開を図ってまいります。

③ 提供サービスの拡充

小規模な宿泊施設が多数存在する中で、後継者や運営人材の不足に起因する経営課題が顕在化しており、当社が展開する集客支援サービスのさらなる拡充が必要であると認識しております。

具体的には、施設運営により深く関与する「運営管理サービス」として、人員の手配、旅行者からの問い合わせ対応、予約管理業務等を当社が担うことにより、これまでの成功

報酬型手数料（予約獲得高×集客手数料率）に加え、新たに運営管理手数料を収受するスキームを構築することを想定しております。

このような取り組みにより、宿泊施設が直面する運営上の課題解決を図るとともに、当社における集客支援事業のマネタイズポイントの多様化及び収益力の強化を推進してまいります。

④ エキスパート人材の採用及び育成

当社が展開する集客支援事業及び直営宿泊事業において、既存領域のさらなる成長を図るとともに、新規領域への取り組みを推進していくためには、高度な専門性を有する人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。

集客支援事業においては、宿泊施設が抱える課題の的確な理解と解決に資する知見の習得、旅行者に対する効果的なマーケティング手法の活用、並びにWebサイトや予約プラットフォームの操作性向上による予約獲得力の強化等が求められます。また、直営宿泊施設においては、顧客満足度を高め、独自性あるサービスを提供することが重要となります。さらに、旅行者の属性や利用実績等に応じたデータ分析に基づき、潜在的なニーズを把握し、旅の目的や動機を当社側から提案・喚起することで、新たな旅行需要の創出を図ることができるシステムの開発も必要と考えております。

これらを実現するうえで、専門性の高い人材の確保は極めて重要であり、今後も社内研修の充実及び優秀な人材の採用活動の強化に継続的に取り組んでまいります。

当社は、これらの取り組みを着実に推進することにより、次なる成長に向けた確固たる経営基盤の構築を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2026年4月30日現在)

事業区分	事業内容
集客支援事業	掲載施設の売上最大化を目的に、旅行者の特定のニーズに特化した予約プラットフォームを運営するとともに、掲載施設に対する開業サポート、ブランド設計、施設個別の予約サイトの構築、PR広告の運用など、開業支援から開業後の集客支援まで一貫して行うコンサルティングサービスを提供しております。
直営宿泊事業	施設運営上のノウハウ獲得を目的として、「ドッグヴィラ千葉南房総」、「RIVERSIDE CAMP FIELD CHICHIBU」、「秩父別邸 木叢-komura」、「湖風の宿あさふじ」等の直営宿泊施設を運営しております。
施設再生リセール事業	遊休資産や不動産の取得、小規模ホテルの事業再生を対象とする事業です。培ったノウハウを活かして収益性の高い施設を創出し、不動産売却によるフロー型収益を得るだけでなく、売却後も継続的な集客・運営支援を行うことで、安定的かつ多層的な収益モデルを提供してまいります。

(注) 当社は、提供するサービスの内容により、「集客支援事業」と「直営宿泊事業」の2区分を設けておりましたが、当事業年度より、新たに「施設再生リセール事業」を開始いたしました。直営宿泊事業は、宿泊事業者の立場から集客支援事業における顧客獲得を図ることを主な目的としており、既存の2事業は相互補完的な事業活動と捉えてきた一方で、施設再生リセール事業は資産の取得・再生・売却を伴う独自の収益モデルを有しており、経営資源の配分や業績管理の観点から独立した事業として捉えるべきと判断いたしました。このため、従来の単一セグメントから、複数のセグメントへ区分を変更しております。

(6) 主要な営業所 (2026年4月30日現在)

名称	所在地
本社	大阪府大阪市
南房総直営施設	千葉県南房総市
秩父直営施設	埼玉県秩父市
河口湖直営施設	山梨県南都留郡

(7) 従業員の状況 (2026年4月30日現在)

① 当社の従業員の状況

事業区分	従業員数	前事業年度比増減	平均年齢	平均勤続年数
集客支援事業	26 (1) 名	9名増 (+1)		
直営宿泊事業	16 (7) 名	3名増 (+3)		
全社 (共通)	6 (3) 名	— (+3)		
合計	48 (11) 名	12名増 (+7)	33.1歳	1.7年

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門に所属している者であります。

② 当社の女性登用に関する状況

管理職に占める 女性従業員の割合 (%)	採用した従業員に占める 女性従業員の割合 (%)
40.0	63.6

(8) 主要な借入先の状況 (2026年4月30日現在)

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	292,620千円
株式会社りそな銀行	61,682千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 株式の状況（2026年4月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,000,000株
(2) 発行済株式の総数 5,914,800株
(3) 株主数 5,081名
(4) 大株主（上位11名）

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
エス・エヌ・ホールディングス有限会社	1,912,100	35.3
株式会社日本カストディ銀行	225,700	4.2
日本大同投資株式会社	208,700	3.9
ドクターデヴィアス化粧品株式会社	150,000	2.8
MSIP CLIENT SECURITIES	120,600	2.2
野村信託銀行株式会社	88,100	1.6
BBH LUX／BROWN BROTHERS HARRIMAN (LUXEMBOURG) SCA CUSTODIAN FOR SMD-AM FUNDS - DSBi JAPAN EQUITY SMALLCAP ABSOLUTE VALUE	74,500	1.4
株式会社辻建設	69,100	1.3
株式会社B＆V	50,000	0.9
株式会社B＆Vホールディングス	50,000	0.9
日本商事株式会社	50,000	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式を500,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2026年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	坂 根 正 生	
取締役	今 井 裕 二	管理部管掌
取締役	橋 本 紘史朗	営業部管掌
取締役	井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所 所長 グローバルスタイル株式会社 社外取締役
取締役	清 水 奈 津	清水奈津公認会計士・税理士事務所 所長
常勤監査役	梅 津 政 記	
監査役	木 原 和 恵	
監査役	阪 中 達 彦	松ヶ枝法律事務所 所長
監査役	西 村 敦 彦	西村敦彦公認会計士事務所 所長 京都市職員共済組合 監事 社会福祉法人希望会 監事 株式会社ファイブツリー 監査役 株式会社ママーズストア 監査役

- (注) 1. 取締役 井出久美氏及び清水奈津氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 梅津政記氏、阪中達彦氏及び西村敦彦氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 梅津政記氏は、中小企業診断士の資格を有しており、中小企業の経営指導に豊富な知識と経験を有しております。
4. 監査役 木原和恵氏及び西村敦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役 阪中達彦氏は、弁護士の資格を有しており、弁護士として豊富な見識と経験を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であります。当該保険契約の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって保険会社が填補するものであり、1年ごとに更新しております。

なお、当該保険契約では、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としており、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 役員の報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	51,390 (8,640)	51,390 (8,640)	－ (－)	－ (－)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21,240 (15,000)	21,240 (15,000)	－ (－)	－ (－)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	72,630 (23,640)	72,630 (23,640)	－ (－)	－ (－)	9 (5)

② 役員の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

対象者	報酬等の種類	上限の額	株主総会決議	株主総会決議時点 の対象者の員数
取締役	金銭報酬	年額100百万円以内（ただし、 使用人兼務取締役の使用人分給 とは含まない）	2023年7月27日開 催の第10回定時株主 総会	5名（うち社外取締 役2名）
監査役	金銭報酬	年額50百万円以内	2023年7月27日開 催の第10回定時株主 総会	4名（うち社外監査 役3名）

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2023年7月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会において、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、独立社外取締役の意見も踏まえ、当社の業績、成長率、利益率等の必要な要素を総合的に勘案のうえ慎重に議論を行い、決定しております。報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容は、当該決定方針に則したものであると認識しております。

(i) 基本方針

当社は、業績の持続的な向上及び企業価値の最大化に向け、取締役に対するインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系としており、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、その職位や職責等に基づき支給額を検討し、適正な水準とすることを基本方針といたします。

具体的には、取締役の報酬等は、月次の基本報酬と年次の賞与としております。報酬等の総額決定においては、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で決定することとし、適正な水準に設定しております。

また、社外取締役の報酬については、その役割と独立性の観点からその職責や職務及びその他諸般の事情等を勘案して設定された金銭報酬の固定報酬のみとし、それを12か月で按分した金額を毎月支給することとしております。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、役位、職責及び担当職務並びに各期の業績とそれに対する貢献度のほか、当社従業員給与の水準、同業他社の水準や一般統計情報等に基づく業界全体の水準等を総合的に勘案して算定した個人別の年額を12か月で按分した金額を毎月支給することとしております。

- (iii) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社は取締役を対象に業績連動報酬を賞与として支給いたします。賞与は、中期経営計画の達成に向けたインセンティブとして機能するように当該事業年度の経常利益の実績及び中期経営計画の実行状況並びに株主への配当、従業員給与水準等を勘案し、毎年、一定の時期に支給いたします。

- (iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額及び業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、当該事業年度の業績と各自の担当する業務の業績及び個人の評価に応じて決定するものとしており、その割合の目安は基本報酬を80%、業績連動報酬を20%としております。

- (v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、代表取締役の策定した取締役の個人別の報酬案を基礎に独立役員を含む取締役会において審議・検討し、決定いたします。代表取締役が報酬案を策定する理由は、各取締役の担当職務、会社の業績への貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最も把握している代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員の重要な兼職状況については、「(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりです。なお、兼職先である各法人等と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動内容

	出席状況及び社外役員が果たすことが期待される役割に対して行った職務の概要
取締役 井出 久美	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、公認会計士の立場・見地から営業活動、財務活動にわたって必要な発言を行っております。
取締役 清水 奈津	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、公認会計士及び税理士の立場・見地から特に会計税務に関して必要な発言を行っております。
監査役 梅津 政記	当事業年度に開催された取締役会18回のうち17回に出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、中小企業診断士としての豊富な知見と経験から事業活動全般にわたって必要な発言を行っております。
監査役 阪中 達彦	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、弁護士の立場・見地から特に法律分野及びコンプライアンス体制について必要な発言を行っております。
監査役 西村 敦彦	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、公認会計士の立場・見地から特に企業会計について必要な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清友監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制についての決定内容の概要並びにその運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役は、法令、定款、株主総会決議及び「取締役会規程」等に従い、取締役会を毎月1回以上開催して経営に関する重要事項を審議・決定する。
- (ii) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- (iii) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- (iv) 監査役は監査役会で定めた監査方針・計画のもと、取締役会に出席し、各取締役及び使用人から取締役の職務執行に関する情報を聴取し、職務執行が適法かつ適正に行われているかどうかの監査を行う。
- (v) 当社は、反社会的勢力対策規程に基づき、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求に対しては断固として応じないことを基本方針とする。この基本方針を取締役及び使用人に周知徹底し、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡をとり、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録並びに経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」等の関連規程に従い、適切に記録・管理・保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。なお、これらの情報は監査役からの閲覧請求に適時に応じる体制を構築する。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) リスク管理を円滑にするために、「リスク管理・コンプライアンス規程」等社内規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止及び緊急事態発生時の対応等を定める。
 - (ii) 代表取締役は、自らが委員長となるリスク管理・コンプライアンス委員会を設置する。本委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携してリスクを最小限に抑える体制を構築する。
 - (iii) 天災・事故発生等による物理的緊急事態を含む重大な経営危機が発生した場合は、「危機管理対応規程」に従い、代表取締役に報告するとともに、経営危機対策本部を設置し、対処する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 「取締役会規程」及び「職務権限基準」を定め、その決議事項及び報告事項を明確にする。
 - (ii) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努める。
 - (iii) 取締役は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を通じ、職務執行の範囲及び権限と責任を明確にすることで適正性と効率性を確保する。また、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等については、法令の改廃、職務執行の効率化の必要がある場合は随時見直す。
 - (iv) 取締役は、原則月1回開催される取締役会にて職務の執行状況等について報告する。
 - (v) 業務執行の監督機能及び客観性を向上させるため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) 「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」により責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立する。
 - (ii) 必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営する。
 - (iii) 使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるよう、定期的に教育・啓蒙を行う。
 - (iv) 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（監査役・弁護士）に直接相談・通報できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

- ⑥ 当社及び当社関係会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には子会社は存在しないが、その他の関係会社が存在する。このため「関連当事者等取引管理規程」を定め、関連当事者等取引として認定された取引等を開始する前に、社外役員を構成員とする特別委員会において取引等の合理性・適切性・適法性を審議・検討する。特別委員会での審議内容は取締役会に報告され、取締役会において取引等の可否を決議する。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(i) 当社は、監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、取締役会若しくは監査役会がその必要があると判断すれば、協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができる。
(ii) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(i) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の重要な会議に出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。
(ii) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な会議の決定事項、内部監査の実施状況及びその他必要な重要事項を監査役に報告する。
(iii) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。
(iv) 上記に拘らず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができ、求められた取締役及び使用人は速やかに報告する。
- ⑨ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役に報告した者に対する不利な取り扱いを禁止しております。また、「内部通報制度規程」において、通報又は相談した者に対して、そのことを理由として不利益な取り扱いを行ってはいけないこと、誰が通報又は相談を行ったかを探索してはいけないことを定めています。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 監査役は、代表取締役（必要に応じて、他の取締役）と適宜会合を持ち、意思の疎通及び意見交換を行う。
 - (ii) 監査役は、会計監査人及び内部監査室とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。
- ⑪ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役が会社法第388条に基づく費用の前払等の支給をしたときは、当該請求にかかる費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理し、法令等の定めに従い適切に処理いたします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当事業年度において取締役会を18回開催しており、経営上の意思決定を行っております。取締役は法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程やその他の社内規程に従い行動するよう徹底しております。また、取締役及び従業員の職務権限を明確にし、権限委譲を適切に図り、取締役の職務の効率性を確保しております。取締役会で決議した経営計画に基づき業務運営を行っております。

② 監査役会の監査

当事業年度において監査役会を14回開催し、監査役相互による意見交換が行われております。監査役会は、内部監査及び会計監査人との間で定期的に情報交換を行い、内部統制システムの構築・運用状況の監査を行うことにより、取締役の職務執行について監査を行っております。

③ 内部監査

代表取締役が承認した内部監査計画に従って監査を実施しております。内部監査担当者は、全部門を対象として内部監査を実施し、監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門等に要改善事項の指示を行っております。

④ 内部統制システム

内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に評価を実施し、必要に応じて改善を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

6. 会社の支配に関する基本方針

現時点において特段の定めはありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、事業の成長・拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識しており、財務基盤の強化と持続的な成長を目指すために、まずは内部留保の充実と事業推進に必要な投資活動を積極的に行っていくことが重要と考え、創業以来配当を行っておりません。しかしながら、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の1つと位置付けており、今後の成長・拡大戦略に備えた内部留保の充実等を総合的に勘案したうえで業績の動向を踏まえた配当を検討していく方針であります。

内部留保資金につきましては、人材への投資・育成といった経営基盤の構築、事業の成長・拡大のための投資等に充当することを検討しております。事業の成長・拡大により、中長期的な株式価値の向上を実現したうえで、将来的には利益還元を行うことを検討してまいります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年に1回期末の配当を基本方針とし、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

貸借対照表
(2026年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	922,875	流動負債	308,602
現金及び預金	659,442	買掛金	4,877
売掛金	164,403	一年内返済予定の長期借入金	79,872
商品	328	未払金	91,146
仕掛販売用不動産	77,719	未払費用	1,727
原材料及び貯蔵品	3,207	未払法人税等	70,529
前払費用	24,366	預り金	2,577
その他	2,086	賞与引当金	7,494
貸倒引当金	△8,679	その他	50,378
固定資産	1,441,590	固定負債	274,430
有形固定資産	1,239,267	長期借入金	274,430
建物	728,675	負債合計	583,032
構築物	216,373	(純資産の部)	
機械及び装置	15,427	株主資本	1,781,433
車両運搬具	15,154	資本金	393,641
工具、器具及び備品	10,140	資本剰余金	643,641
土地	253,496	資本準備金	293,641
無形固定資産	77,505	その他資本剰余金	350,000
のれん	74,519	利益剰余金	1,234,649
ソフトウェア	499	その他利益剰余金	1,234,649
水道施設利用権	1,503	繰越利益剰余金	1,234,649
温泉利用権	983	自己株式	△490,500
投資その他の資産	124,816		
投資有価証券	53,753		
長期前払費用	12,507		
繰延税金資産	12,700		
その他	45,855		
資産合計	2,364,465	純資産合計	1,781,433
		負債純資産合計	2,364,465

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,719,387
売上原価		512,005
売上総利益		1,207,382
販売費及び一般管理費		698,199
営業利益		509,183
営業外収益		
受取利息	4,174	
為替差益	3,094	
キャッシュバック収入	1,921	
保険金収入	1,137	
雑収入	618	10,945
営業外費用		
支払利息	2,514	
支払手数料	666	
固定資産除却損	1,982	5,164
経常利益		514,964
税引前当期純利益		514,964
法人税、住民税及び事業税	145,900	
法人税等調整額	△1,811	144,088
当期純利益		370,875

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書
(2025年5月1日から2026年4月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利 益剰余金	利益剰余 金合計			
					繰越利益 剰余金				
当期首残高	393,641	293,641	350,000	643,641	863,773	863,773	－	1,901,057	1,901,057
当期変動額									
新株の発行	－	－		－				－	－
当期純利益					370,875	370,875		370,875	370,875
自己株式の取得							△490,500	△490,500	△490,500
当期変動額合計	－	－		－	370,875	370,875	△490,500	△119,624	△119,624
当期末残高	393,641	293,641	350,000	643,641	1,234,649	1,234,649	△490,500	1,781,433	1,781,433

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛販売用不動産

個別法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物及び構築物については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～29年
構築物	10～30年
機械及び装置	8～10年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	3～10年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)を耐用年数としております。

また、のれんについては、5年間で均等償却しております。

3. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員への賞与支給に備えるため、将来の支給見込額に基づき計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、旅行者の特定のニーズに特化した予約プラットフォームを運営するとともに、掲載施設に対する開業サポート、ブランド設計、施設個別の予約サイトの構築、PR広告の運用など、開業支援から開業後の集客支援まで一貫して行うコンサルティングサービスを提供する「集客支援事業」と、施設運営上のノウハウ獲得を目的として直営宿泊施設を運営する「直営宿泊事業」を主な事業としております。

集客支援事業の主な履行義務は、予約プラットフォーム及び施設個別の予約サイトの構築・運営、予約システムの手配、掲載施設の予約獲得のためのPR活動等であり、旅行者(ユーザー)が当社を通じて掲載施設の宿泊予約を行い、掲載施設が宿泊等サービス料金を獲得した時点で履行義務が充足されたと判断し、宿泊等サービス料金に一定割合をかけて算出された手数料相当額について収益を認識しております。

直営宿泊事業の主な履行義務は、旅行者(ユーザー)に対して旅館業法に基づく宿泊等サービスを提供することであり、利用者に対してサービス提供を開始した時点(チェックインした時点)で履行義務が充足されると判断し、宿泊等サービス料金について収益を認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

控除対象外消費税等は、発生会計期間の費用として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

(固定資産の減損処理)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産及び無形固定資産の残高 1,316,773千円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、管理会計上の区分を基準として、資産及び資産グループに係る減損の有無を判定しております。

当社は、集客支援事業と直営宿泊事業を展開しており、主要な固定資産は事業内容及び立地により異なることから、集客支援事業、直営施設(南房総市)、直営施設(秩父市)、直営施設(南都留郡)の4区分にグルーピングしております。資産又は資産グループに減損の兆候が認められる場合には、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローに基づき、減損損失の認識要否を判定しております。減損損失の認識が必要と判定された場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該差額を減損損失として計上しております。

当事業年度において、直営施設(南房総市)及び直営施設(秩父市)に係る資産グループについて、固定資産税評価額を基礎に算定した土地及び建物の金額が帳簿価額を大幅に下回っていることから、減損の兆候があるものと判断いたしました。これを受けて、当該資産グループに係る割引前将来キャッシュ・フローを見積もった結果、その総額が帳簿価額を上回ったことから、当事業年度においては減損損失を認識しておりません。

② 主要な仮定

減損損失を認識するかどうかの判定において用いられる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者による事業計画を基に、経営環境などの外部要因に関する情報や過去の実績等を総合的に勘案し算定しております。事業計画等に含まれる見積りに用いた主要な仮定は、直営宿泊事業における宿泊客数、宿泊単価及び稼働率等の予測であります。

③ 翌事業年度に与える影響

市場の需要状況が変化した場合には、割引前将来キャッシュ・フローが変動し、損益に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保に関わる債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

建物	320,316千円
土地	172,863千円
合計	493,179千円

担保付債務は次のとおりであります。

長期借入金	354,302千円
合計	354,302千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 195,488千円

3. 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1社と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	100,000千円

4. 関係会社に対する金銭債権

短期金銭債権 32,079千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高 197,110千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,914,800株

当事業年度末の自己株式の種類及び総数

普通株式 500,000株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金 2,731千円

一括償却資産 1,808千円

未払事業税 4,803千円

賞与引当金 2,358千円

資産除去債務 368千円

その他 630千円

繰延税金資産 合計 12,700千円

(繰延税金負債)

繰延税金負債 合計 -千円

繰延税金資産の純額 12,700千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の流動性の高い金融資産で運用しており、設備投資資金等が手元資金でまかなえない場合は、金融機関からの借入や有償第三者割当により必要な資金を調達する方針です。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、営業管理規程に従い、営業部門において各取引先の経営基本情報、年間予想売上その他の必要な情報を入手し、取引相手別に与信限度を設定しております。また、取引相手ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資であり、当該組合の投資先に係る事業上の不確実性や信用リスクに晒されております。定期的に投資事業有限責任組合や組合の投資先の財務状況を把握しております。

営業債務である買掛金や未払金は、そのほとんどが2か月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 ※3	354,302	347,190	△7,111
合計	354,302	347,190	△7,111

※1 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」及び「未払法人税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。

※2 以下の市場価格のない株式等は、観察可能な市場価格がなく、上表には含まれておりません。当該市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 (千円)
投資事業有限責任組合への出資	53,753

投資事業組合出資金は「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

※3 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	164,403	—	—	—
合計	164,403	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	79,872	79,872	79,872	61,586	47,500	5,600
合計	79,872	79,872	79,872	61,586	47,500	5,600

5. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳表に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	347,190	—	347,190
負債計	—	347,190	—	347,190

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	エス・エヌ・ホール ディングス(株)	京都府 京丹後市	10	会員制ジムの運営	被所有 直接 35.3	—	自己株式の 取得	490	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けとなります。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	西垣俊平	—	—	(株)にしがき 代表取締役	被所有 間接 35.3	(株)にしがきは集客支援サービスの提供先	集客支援サービスの提供	197	売掛金	32

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ一般的取引条件と同様に決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	328円99銭
1 株当たり当期純利益	63円36銭

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	集客支援事業	直営宿泊事業	合計
一時点で移転される財及びサービス	1,288,938	430,449	1,719,387
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	1,288,938	430,449	1,719,387
外部顧客への売上高	1,288,938	430,449	1,719,387

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月22日

株式会社ブッキングリゾート
取締役会 御中

清 友 監 査 法 人
京都事務所

指定社員 公認会計士 三 牧 潔
業務執行社員

指定社員 公認会計士 宮 田 傑
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブッキングリゾートの2025年5月1日から2026年4月30日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年5月1日から2026年4月30日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清友監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年6月23日

株式会社ブッキングリゾート 監査役会

社外常勤監査役 梅 津 政 記

監査役 木 原 和 恵

社外監査役 阪 中 達 彦

社外監査役 西 村 敦 彦

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金の額の減少（減資）の件

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するための経営戦略の一環として、現在の事業規模に応じた適切な税制の適用を通じて財務の健全性を維持し、資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行い、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。なお、2026年4月30日時点の資本金の額は、計算書類に記載のとおり、393,641,920円になります。

（1）減少する資本金の額

資本金の金額393,641,920円を293,641,920円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額である293,641,920円をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

（2）減資の方法

払戻を行わない無償減資とし、発行済株式総数の変更は行わず、資本金の額のみを減少し、減少する資本金の額293,641,920円をその他資本剰余金に振り替えるものであります。

（3）資本金の額の減少が効力を生ずる日

2026年8月31日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1)事業目的に係る変更

当社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に新たな事業目的を追加するものであります。

(2)監査等委員会設置会社への移行に係る変更

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図り、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、取締役へ業務執行権限の委任を通じ、意思決定と業務執行を迅速化するため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

その他、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

(変更箇所は下線で示しております。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条 (商号) <条文省略> 第2条 (目的) 1. 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)インターネットおよび各種メディアを利用した各種情報処理・情報提供サービス (2)宿泊事業 (3)宿泊施設に関する集客支援業務 (4)旅行業法に基づく旅行業 <新設> <新設> <新設> <u>(5)前各号に附帯関連する一切の事業</u> 第3条 (本店の所在地) <条文省略> 第4条 (機関) 1. 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 <u>(3)監査役会</u> (4)会計監査人 第5条 (公告方法) <条文省略>	第1章 総則 第1条 (商号) <現行どおり> 第2条 (目的) 1. 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)インターネットおよび各種メディアを利用した各種情報処理・情報提供サービス (2)宿泊事業 (3)宿泊施設に関する集客支援業務 (4)旅行業法に基づく旅行業 <u>(5)宿泊施設の経営改善、事業再生に関するコンサルティング業務</u> <u>(6)酒類、たばこ、食料品、清涼飲料水、日用雑貨品等の販売</u> <u>(7)不動産の仲介・売買・賃貸・管理・宅地建物取引業</u> <u>(8)前各号に附帯関連する一切の事業</u> 第3条 (本店の所在地) <現行どおり> 第4条 (機関) 1. 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 <u>(2)監査等委員会</u> <削除> <u>(3)会計監査人</u> 第5条 (公告方法) <現行どおり>

現行定款	変更案
第2章 株式 第6条～第11条 ＜条文省略＞ 第3章 株主総会 第12条～第17条 ＜条文省略＞ 第4章 取締役および取締役会 第18条（員数） 1. 当社取締役は、5名以内とする。 ＜新設＞ 第19条（選任方法） 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 ＜新設＞ 第20条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第2章 株式 第6条～第11条 ＜現行どおり＞ 第3章 株主総会 第12条～第17条 ＜現行どおり＞ 第4章 取締役および取締役会 第18条（員数） 1. 当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、5名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u> 第19条（選任方法） 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 <u>4. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 第20条（任期） 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現行定款	変更案
<新設>	<u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<新設>	<u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
<新設>	<u>4. 前条第4項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第21条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第21条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u> 取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条（取締役会の招集権者および議長） <条文省略>	第22条（取締役会の招集権者および議長） <現行どおり>
第23条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第23条（取締役会の招集通知） 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
第24条～第25条 ＜条文省略＞ 第26条（報酬等） 1. 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第27条（取締役の責任免除） ＜条文省略＞ ＜新設＞ 第5章 監査役および監査役会 第28条（員数） 1. 当社の監査役は、4名以内とする。 第29条（選任方法） 1. 監査役は、株主総会の決議において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う。	第24条～第25条 ＜現行どおり＞ 第26条（報酬等） 1. 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第27条（取締役の責任免除） ＜現行どおり＞ 第28条（重要な業務執行の決定の委任） <u>1. 当社は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> ＜削除＞ ＜削除＞ ＜削除＞

現行定款	変更案
<u>第30条（任期）</u> 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
<u>第31条（常勤の監査役）</u> 1. 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	<削除>
<u>第32条（監査役会の招集通知）</u> 1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	<削除>
<u>第33条（監査役会規程）</u> 1. 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	<削除>
<u>第34条（報酬等）</u> 1. 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>

現行定款	変更案
<u>第35条（監査役の責任免除）</u> 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> <新設> <新設> <新設> <新設>	<削除> 第5章 監査等委員会 <u>第29条（常勤の監査等委員）</u> <u>1. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u> <u>第30条（監査等委員会の招集）</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>第31条（監査等委員会規程）</u> <u>1. 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めがあるもののほか、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。</u>

現行定款	変更案
第6章 計算 第36条～第39条 <条文省略>	第6章 計算 第32条～第35条 <現行どおり>
附則 2024年9月8日最終改定	附則 2026年7月30日最終改定
<新設>	第1条（監査役の責任免除に関する経過措置） 1. 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第13回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
<新設>	第2条（監査役の責任限定契約に関する経過措置） 1. 第13回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現取締役全員（5名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号

1 さか ね まさ き
坂根 正生 (1988年2月9日)

■所有する当社の株式数 普通株式 一株

■略歴、当社における地位及び担当

2008年4月	株式会社クローバー 入社	2011年3月	株式会社レジタイズ（現 株式会社デジタルストレージ）入社
2008年11月	サカネソーイング株式会社 入社	2013年5月	当社設立、代表取締役就任（現任）

候補者番号

2 いま い ゆう じ
今井 裕二 (1986年12月7日)

■所有する当社の株式数 普通株式 一株

■略歴、当社における地位及び担当

2010年4月	ありがとうサービス株式会社 入社	2020年10月	当社 入社
2011年10月	今井織物株式会社 入社	2021年4月	当社取締役管理部管掌就任（現任）
2019年5月	株式会社にしがき 入社		

候補者番号

3 はし もと こう し ろう
橋本 紘史朗 (1983年4月7日)

■所有する当社の株式数 普通株式 一株

■略歴、当社における地位及び担当

2007年4月	クラウンエクステリア株式会社 入社	2020年10月	当社 入社
2012年10月	有限会社炭平旅館 入社	2021年4月	当社取締役営業部管掌就任（現任）
2020年2月	株式会社にしがき 入社		

候補者番号

4

やまもと

かずや

山本

和矢

(1978年9月17日)

■所有する当社の株式数 普通株式

一株

■略歴、当社における地位及び担当

1999年3月	星光ビル管理株式会社 入社	2016年5月	一般社団法人イーモアマインドクリエーション協会 入社
2001年10月	スタイル株式会社 入社	2017年7月	株式会社新生ビジネスパートナーズ 入社
2004年1月	青木会計事務所 入所	2017年11月	株式会社エヌ・エル・エヌ 入社
2006年6月	オールスターズインベストメント株式会社 入社	2020年8月	株式会社アスタリスク 入社
2007年6月	アスカ監査法人 入所	2021年11月	同社 取締役管理統括室長就任
2012年7月	株式会社ディースパーク 入社	2025年12月	当社 入社
2014年11月	株式会社ラグザス・クリエイト 入社	2026年1月	当社 管理部部長就任（現任）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。ただし、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等に起因する損害賠償請求を免責事項としているなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議のうえ、更新する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおりに承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、以下のとおりであります。

候補者番号	■所有する当社の株式数		普通株式	一株
	■在任年数		(本総会終結時)	3年
1	い	く	み	
井出	久美	(1964年12月11日)		

■略歴、当社における地位及び担当

1991年10月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2021年6月	株式会社シャルレ 社外取締役（監査等委員） 就任（2025年6月退任）
2011年10月	井出久美公認会計士事務所 開設 所長就任（現任）	2023年7月	当社取締役 就任（現任） （重要な兼職の状況）
2013年6月	株式会社シャルレ 社外監査役就任	井出久美公認会計士事務所 所長	
2017年5月	タンゴヤ株式会社（現 グローバルスタイル株式会社） 社外取締役就任（現任）	グローバルスタイル株式会社 社外取締役	

候補者番号	■所有する当社の株式数		普通株式	一株
	■在任年数		(本総会終結時)	3年
2	し	み	な	
清水	奈津	(1969年7月2日)		

■略歴、当社における地位及び担当

1992年4月	監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所	2022年11月	NS会計合同会社 開設 代表者就任（現任）
2001年7月	古本会計事務所（現 デロイトトーマツ税理士法人） 転籍	2023年7月	当社取締役 就任（現任） （重要な兼職の状況）
2018年1月	清水奈津公認会計士・税理士事務所 開設 所長就任（現任）	清水奈津公認会計士・税理士事務所 所長	

候補者番号

3

にし むら
西村

あつ ひこ
敦彦

(1971年1月6日)

■所有する当社の株式数 普通株式

一株

■在任年数

(本総会終結時)

(社外監査役)

4年

■略歴、当社における地位及び担当

1996年10月 中央青山監査法人 入所
2002年9月 株式会社新経営サービス 入社
2008年4月 西村敦彦公認会計士事務所開設 所長就任(現任)
2011年1月 監査法人彌栄会計社(現監査法人ユウワット会計社) 社員就任
2011年11月 株式会社近庄 監査役就任
2015年3月 京都市職員共済組合 監事就任(現任)
2015年5月 公益社団法人左京納税協会 理事就任
2016年7月 株式会社思文閣 監査役就任
2017年2月 社会福祉法人希望会 監事就任(現任)

2017年11月 株式会社ファイブツリー 監査役就任(現任)
2019年3月 株式会社マーストアー 監査役就任(現任)
2022年6月 当社監査役 就任(現任)
(重要な兼職の状況)
西村敦彦公認会計士事務所 所長
京都市職員共済組合 監事
社会福祉法人希望会 監事
株式会社ファイブツリー 監査役
株式会社マーストアー 監査役

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井出久美氏、清水奈津氏及び西村敦彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者井出久美氏、清水奈津氏及び西村敦彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 当社と井出久美氏及び清水奈津氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。井出久美氏及び清水奈津氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、西村敦彦氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、当該契約を締結する予定であります。
5. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
(1) 井出久美氏は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、監査法人退社後も、上場企業における社外取締役及び監査等委員に就任し、経営管理体制の整備・運用について豊富な知識を有しておられると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。当社経営全般に関する意見及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待しております。
(2) 清水奈津氏は、公認会計士・税理士としての豊富な経験を有しておられると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。財務及び会計に関する専門的な知識から、客観的な目線で経営の監督及びチェック機能の強化を期待しております。
(3) 西村敦彦氏は、公認会計士としての専門的な知識を有しており、監査法人退社後も、監査役や監事としての豊富なキャリアを通じて、コーポレート・ガバナンスに関する高度な知見を有しておられると判断して社外取締役として選任をお願いするものであります。当社コーポレート・ガバナンス全般に関する意見及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を期待しております。
6. 当社の取締役を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害等を補填することとしております。ただし、私的な利益を違法に得た行為、犯罪行為、法令に違反することを認識しながら行った行為等起因する損害賠償請求を免責事項としているなど一定の免責事由があります。当該議案が原案どおり承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となる予定であります。契約期間は1年間であり、期間満了前に取締役会にて決議のうえ、更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額等の決定の件

当社の取締役に対する報酬額は、2023年7月27日開催の第10回定時株主総会において、金銭報酬枠を年額100百万円以内としてご承認いただいております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりにご承認いただきますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額を年額100百万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、招集ご通知15頁記載のとおりですが、本議案が承認可決された場合には、当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、実質的には同様の内容としつつ、監査等委員会設置会社への移行及び本議案の内容を踏まえ所要の改定を行うことを予定しております。

本議案の内容は、上述の定時株主総会においてご承認いただきました内容と実質的に同一であり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮し、取締役会において決定したものであることから、相当であると考えております。

本議案が原案どおり承認可決された場合には、現行の当社の「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針」の内容について、その対象を「取締役」から「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更その他の形式的な変更を行うことを予定しております。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」を原案どおり承認可決いただいた場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額等の決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」を原案どおりにご承認いただきますと、本定時株主総会終結の時をもって監査等委員会設置会社へ移行いたします。

本議案は、監査等委員である取締役の報酬枠を、監査等委員である取締役の役割と責任、昨今の経営環境の変化等諸般の事情を考慮し、年額50百万円以内とすることについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、当該報酬額の限度額は、現行の監査役報酬枠と同額の範囲内で設定されていること、また、移行後の監査等委員である取締役の体制・員数を踏まえ、上記諸事情を勘案して決定していることから、相当なものであると判断しております。

また、第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役の員数は、3名となります。

本議案は、第2号議案における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬に係る報酬決定の件

当社は、取締役の報酬制度の見直しを行い、当社の監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入したいと考えております。

1. 本制度の導入目的等

（1）本制度の導入目的

本制度は、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とするものです。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、本株主総会において別途ご承認をお願いしております役員の報酬の決定に関する議案が原案どおり承認可決された場合、年額100百万円以内となります。本株主総会では、上記の金銭報酬枠とは別枠にて、本制度を新たに導入し、対象取締役に對して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

（2）本制度の導入の条件

本制度は、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会において、別途上程しております取締役選任に関する議案が原案どおり承認可決された場合、対象取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役）は4名となる予定であります。

（3）本制度による報酬の支給を相当とする理由

本制度は、上記（1）に記載の導入目的に沿って、対象取締役に對して中長期的な企業価値向上への貢献意欲を一層高めるためのインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との価値共有をさらに推進するために導入するものであります。

本制度により1年間において発行又は処分される当社の普通株式の総数（年80,000株以内）が、当社の発行済株式総数（2026年4月30日]現在、5,914,800株）に占める割合は1.4%程度であり、その希薄化の規模は僅少であります。

また、本制度の導入に伴い、現行の「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」の内容を、本制度との整合性を図るべく変更することを予定しております。

以上のことから、本制度の内容、金銭報酬債権の額及び株式の発行又は処分の総数等の条件は、当社の経営規模、役員報酬の方針、その他諸般の事情に照らし、相当なものであると判断しております。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とし、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会にて決定いたします。

本制度により当社が新たに発行または処分する普通株式の総数は、年80,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、その他これらに準じて発行又は処分される普通株式の総数の調整を必要とする合理的な事由が生じた場合は、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を当然に無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。また、本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

日 時

2026年7月30日（木）

会 場

TKPガーデンシティPREMIUM
大阪駅前 10階会議場

大阪府大阪市北区曽根崎新地2丁目3-21 Axビル



交通の
ご案内

JR線

大阪駅

桜橋口出口

より徒歩約5分

地下鉄

西梅田駅

9番出口

より徒歩約3分

【お願い】 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。